[様式第1号](http://www1.g-reiki.net/reiki539d/reiki_word/01328001042704011.doc)(第10条関係)

設計共同体競争入札参加資格審査申請書

年　月　日

宮古島市長　　　　　　　　　様

　　　設計共同体の名称　　　　　　　　　　　　　　設計共同体

　　　代表者　住所

　　　　　　　商号及び名称

　　　　　　　代表者

　　　構成員　住所

　　　　　　　商号及び名称

　　　　　　　代表者

　今般、連帯責任により請負工事に係る共同設計を行うため、　　　　　　　を代表者とする設計共同体を結成したので、当設計共同体を貴市発注に係る　　　　　　　　　　　の入札に参加させて頂きたく、　　　　　　設計共同体協定書を添えて、入札資格の審査を申請します。

　なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

[様式第2号](http://www1.g-reiki.net/reiki539d/reiki_word/01328002042704011.doc)(第8条関係)

設計共同体協定書

　(目的)

第1条　当設計共同体は、次の業務を共同連携して行うことを目的とする。

　(1)　宮古島市発注に係る　　　　　　　　　　　　　業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「　　　　業務」という。)

　(2)　前号に附帯する業務

　(名称)

第2条　当設計共同体は、　　　　　　　　　　設計共同体(以下「当共同体」という。)と称する。

　(事務所の所在地)

第3条　当共同体は、事務所を　　市　　　　　番地に置く。

　(成立の時期及び解散の時期)

第4条　当共同体は、平成　年　月　日に成立し、　　業務の委託契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2　　業務を受託することができなかったときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該　　業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

　(構成員の住所及び名称等)

第5条　当共同体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　県　　市　　町　　番地

　　　　　株式会社

　　　　　県　　市　　町　　番地

　　　　　株式会社

　(代表者の名称)

第6条　当共同体は、　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

　(代表者の権限)

第7条　当共同体の代表者は、　　業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2　構成員は、成果物(契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)第2章及び第3章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、当共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

　(構成員の責任)

第8条　構成員は、工程表により業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

　(取引金融機関)

第9条　当共同体の取引金融機関は、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

　(構成員の相互間の責任の負担)

第10条　構成員が業務に関し、発注者及び第三者に損害を与えた場合は、共同連帯してこれを負担するものとする。

2　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

　(権利義務の譲渡の制限)

第11条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

　(業務途中における構成員の脱退)

第12条　構成員は、当共同体が　　業務を完了する日までは脱退することはできない。

　(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第13条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

　(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第14条　当共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　(協定書に定めのない事項)

第15条　この協定書に定めのない事項については、構成員の協議において定めるものとする。

　　　株式会社外　社は、上記のとおり　　　　　　　　　　設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　所在地

　　　　　　商号又は名称

　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　所在地

　　　　　　商号又は名称

　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　印